平成２９年（フ）第１１号
釧路市愛国東２丁目25番２号　竹の子ハイツ１階101号室
債務者　豊川紗耶加
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１２号
群馬県伊勢崎市太田町159番地６　大島貸住宅８
債務者　佐藤　侑子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４８号
埼玉県白岡市小久喜123番地１　ハイホームＢ棟101
債務者　荒木　　大
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９５号
さいたま市西区大字土屋515番地６　ＶＩＬＬＡ　英202、旧住所さいたま市北区植竹町２丁目69番地　大宮植竹住宅Ｃ－725
債務者　松本　良次
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
埼玉県越谷市花田１丁目30番地10　ジュネパレス越谷第48－103、旧住所埼玉県越谷市瓦曽根１丁目17番42号　ベルドゥムール越谷中央103号
債務者　高橋　淳一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６３号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目７番36－101号
債務者　中瀬　昭広
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７号
埼玉県比企郡吉見町大字久米田761番地
債務者　平野みゆき（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第９号
埼玉県比企郡小川町大字小川516番地１　ダイアパレス小川1209号
債務者　小林　　久
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県東金市滝沢739番地14
債務者　松田さゆり
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８３号
千葉県山武郡九十九里町小関1861番地30（ＫＩハウス202）
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８６号
千葉県山武市松尾町五反田2206番地２
債務者　鈴木　　一
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９３号
千葉県旭市鎌数10414番地26
債務者　田村　貴弘
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
岩手県滝沢市室小路653番地８　フローラルグリーンＡ202号、旧住所盛岡市本宮４丁目22番１－302号
債務者　新井まゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１号
岩手県九戸郡洋野町中野第３地割39番地65
債務者　堀部　清美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第９３号
新潟県村上市塩野町370番地
債務者　佐藤　順造
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１６号
愛知県一宮市花池４丁目19番３－202号　県営花池住宅
債務者　近藤　文治
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７号
愛知県一宮市開明字蒲原５番地１　ハイツジュン203号
債務者　柘植　麻美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部